

せ申候はんと申定候處に、御風ふるい出候而、無其儀候間、公私一大事之御出事にて候間、政所殿御上洛候て、こゝもとの時宜御念頃に御申候はでは、地下ちやうさん可仕候間、風渡御上候、尤我々も罷上候て申上べく候へ共、一注進之間廿五日、使を御立候へと申候へ共、不被立候間、重守護代自御代宣地頭方へひづかけを以御わび事候へと、我々申上候、料足壹貫文先玄ゆん付と被仰候て御出候同五十疋御禮物と談合仕候て御出候、守護代申され候やうは、禮物之事は公事道行候はば可給候、先玄ゆん付之分、請取を進じ候と申され候て、うけ取を取出候、則其請取返事之狀、御代官御持候て御上候、御披見めざるべし、定而日數廻候はゞ重使可入候間、さやう之時は、我々國にて其あつかひをも仕、御百姓中へもいけんをも仕候はでは、事やぶれ候はんする間不罷上候、委細者政所殿御申あるべく候間、大方申上候、御奉書なんぞ被畏候はん時之御禮錢なんぞの事は、御百姓中へも可申付候、地頭方之ごとく事行候者目出度可畏入候、返々御奉書を御申御下候はでは、地下無異にあるまじく候、安富方之時、兩度使入候しか共、不入之事にて候間、おつ立申候て、其沙汰を致たる事なく候、今度もさやうに可仕候へ共、今は御ちきむの御事にて候間、御出事をも仕出候て、御本所之御煩も出來候てはいかゞと存候て、むくらに我々として先使をもあいしらい、さうじ等をも仕候而、こゝもと無爲に使をも立候て、政所殿を上せ申候、仍地頭方政所殿之事、御意之まゝ、いづれも作立申候、公文殿政所殿、久々御玄んらうせひなく候、我々もがいぶん奉公をいたし申候間、政所殿御申あるべく候、此公事に付候て罷上候ては、行事はて候はゞ御玄んしやく候へども、公方様地下之一大事にて候間、御上洛候はではと申候て風渡上せ申候、いかやうにも無爲の御けいりやく候はゞ、御目出度畏入可存候、此旨以可預御披露候、恐惶謹言、

七月十六日

衡氏判
盛吉判